

**石狩市地域エネルギープラットフォーム構築協議会  
事業説明資料**

**令和5年11月28日**

**石狩市**

## ■本日のプログラム

■開催日時：令和5年11月28日（火）13：30～15:30

■場所：札幌市北区北7条西2-9 ベルヴュオフィス札幌

TKP札幌駅前カンファレンスセンター カンファレンスルーム2D)

■次第：

【第1部】事業説明会（13:30～14:30）

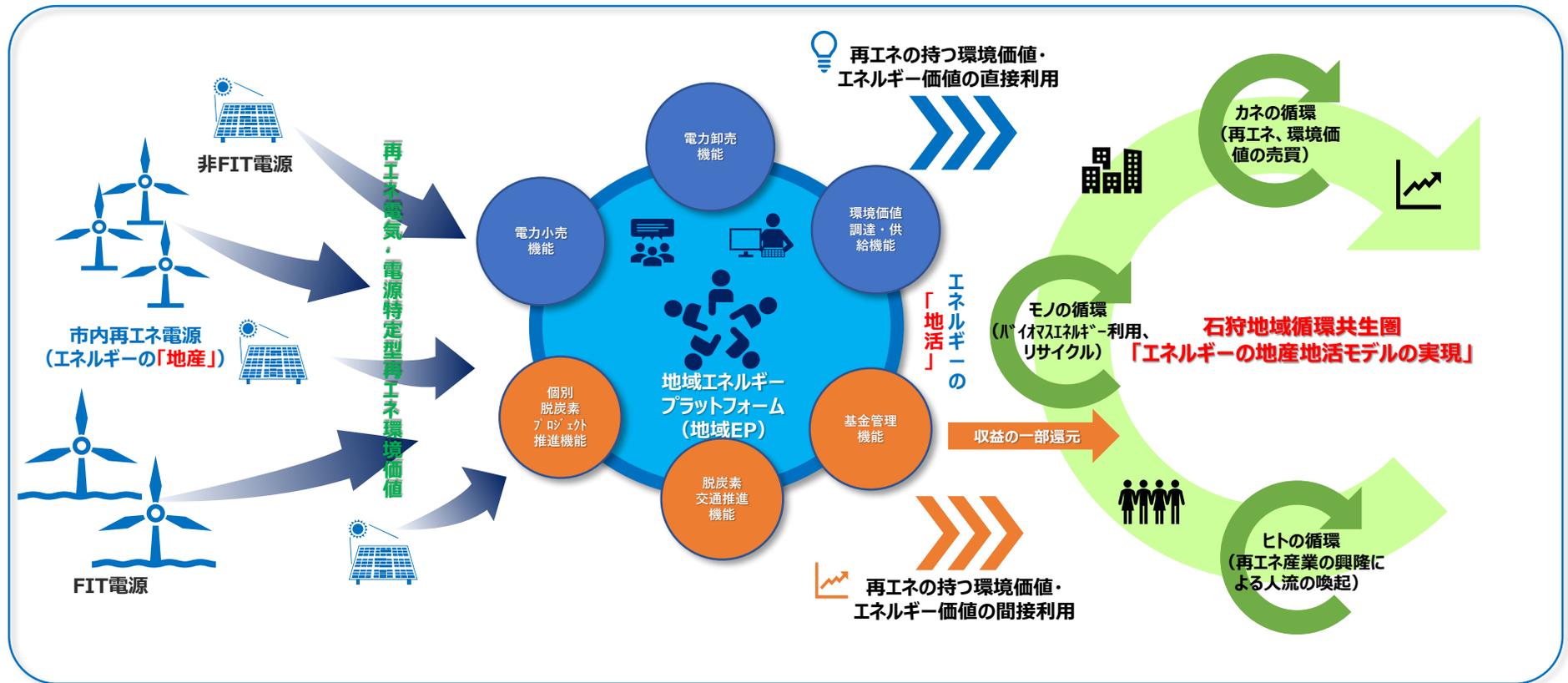
1. 開会挨拶（石狩市）
2. 事業の目的、内容について
3. 質疑応答

【第2部】名刺交換会（14:30～15:30）



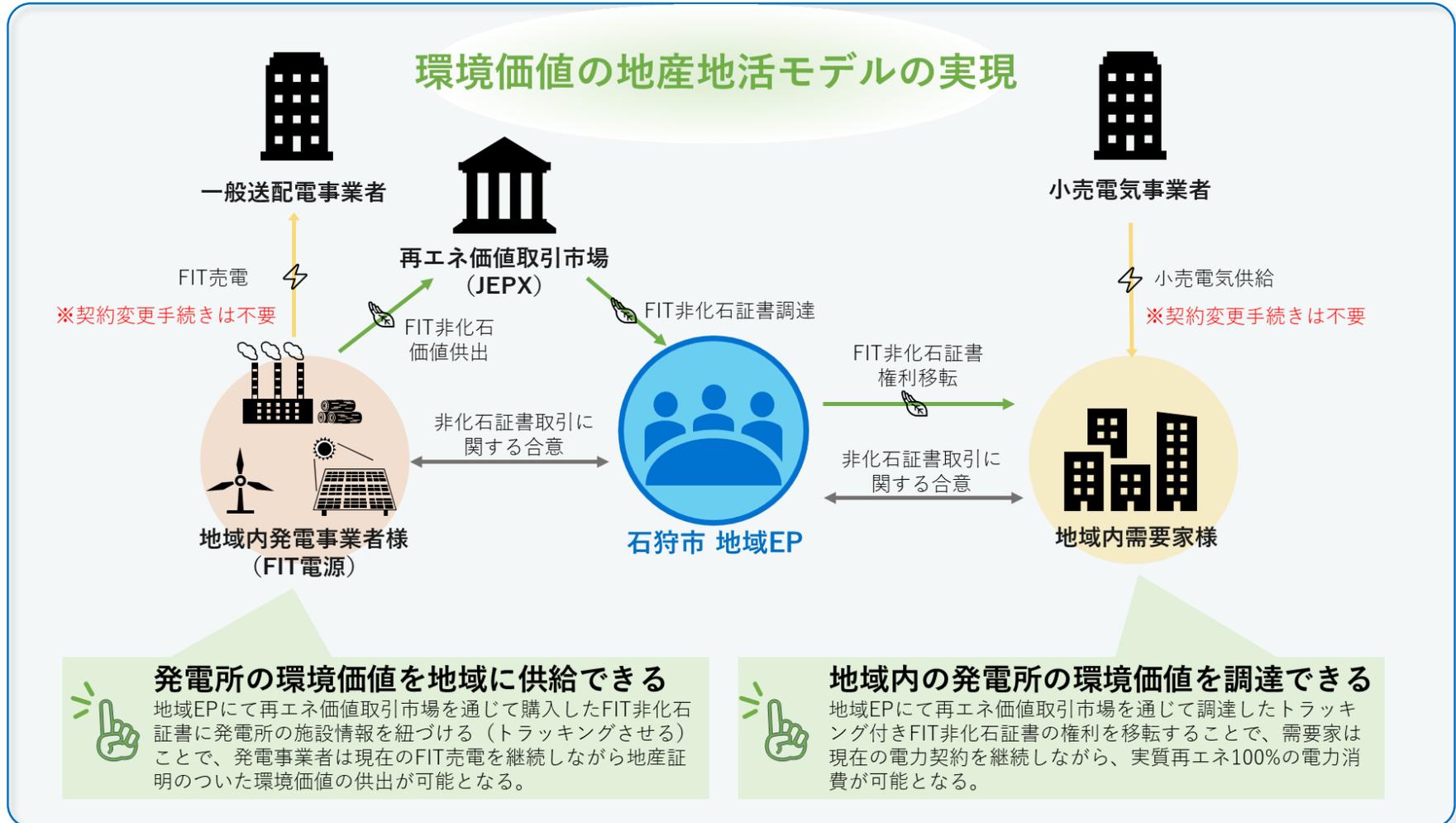
# 1. 取組の拝見（全体のコンセプトについて）

- 地域脱炭素化の取組を加速させるとともに、外部流出していた資金の地域内循環実現を目指すため地域エネルギープラットフォーム（通称：地域EP）の立ち上げを目指す。コンセプトは以下のような形を想定する。



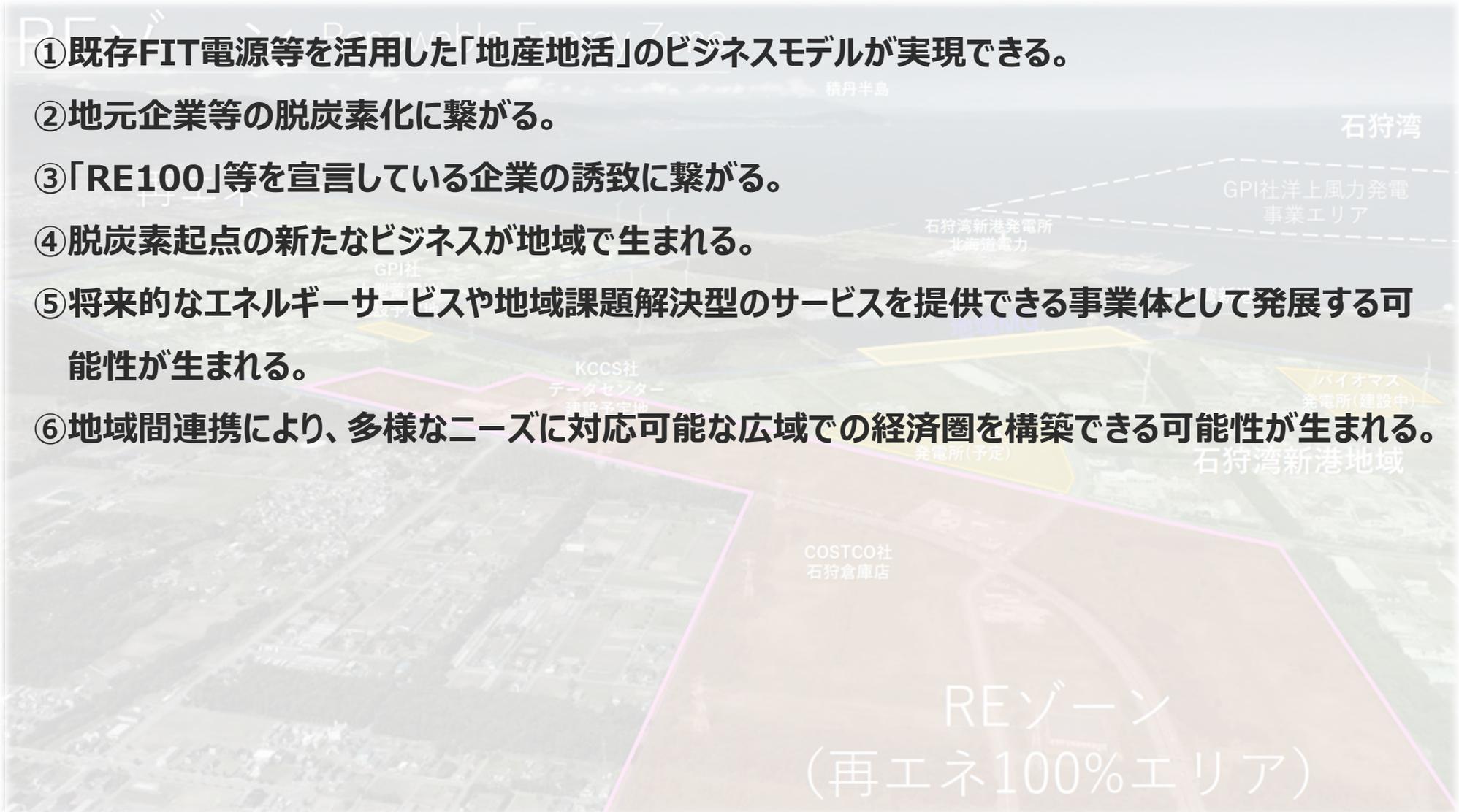
## 2. 事業体設立当初のビジネスモデル案

- 市内の再エネ電源の環境価値を地域EPにて再エネ価値取引市場を介して調達後、需要家へ供給するモデルの構築を目指す。



### 3. 本事業実現による期待効果

- ① 既存FIT電源等を活用した「地産地活」のビジネスモデルが実現できる。
- ② 地元企業等の脱炭素化に繋がる。
- ③ 「RE100」等を宣言している企業の誘致に繋がる。
- ④ 脱炭素起点の新たなビジネスが地域で生まれる。
- ⑤ 将来的なエネルギーサービスや地域課題解決型のサービスを提供できる事業体として発展する可能性が生まれる。
- ⑥ 地域間連携により、多様なニーズに対応可能な広域での経済圏を構築できる可能性が生まれる。



## 4. 主な検討・実施項目と概略のスケジュールイメージ

### ■ 令和5年度（本年度）

- ①「石狩市地域エネルギープラットフォーム構築協議会」の開催（全2回）：11月28日、12月22日
- ②特に強い関心を示す事業者（事業パートナー）との個別交渉：1～2月
- ③事業体設立に向けた準備段階の体制構築：3月

### ■ 令和6年度（来年度） ※事業者の皆様との確認・調整フェーズ

- ①事業スキームの詳細確認
- ②事業計画の策定
- ③発電事業者との合意形成（トラッキング付非化石証書取得に向けての準備）
- ④需要家の確認
- ⑤事業採算性の詳細検討
- ⑥出資、融資等の調整

### ■ 令和7年度（再来年度） ※事業者の皆様との確認・調整フェーズ

- ①会社設立準備（重要事項決定等）
- ②会社設立事務手続き（登記）
- ③JEPXへの申請・登録等
- ④会社内の必要システム等、準備

REゾーン  
(再エネ100%エリア)

## 5. 「石狩市地域エネルギープラットフォーム構築協議会」の概要

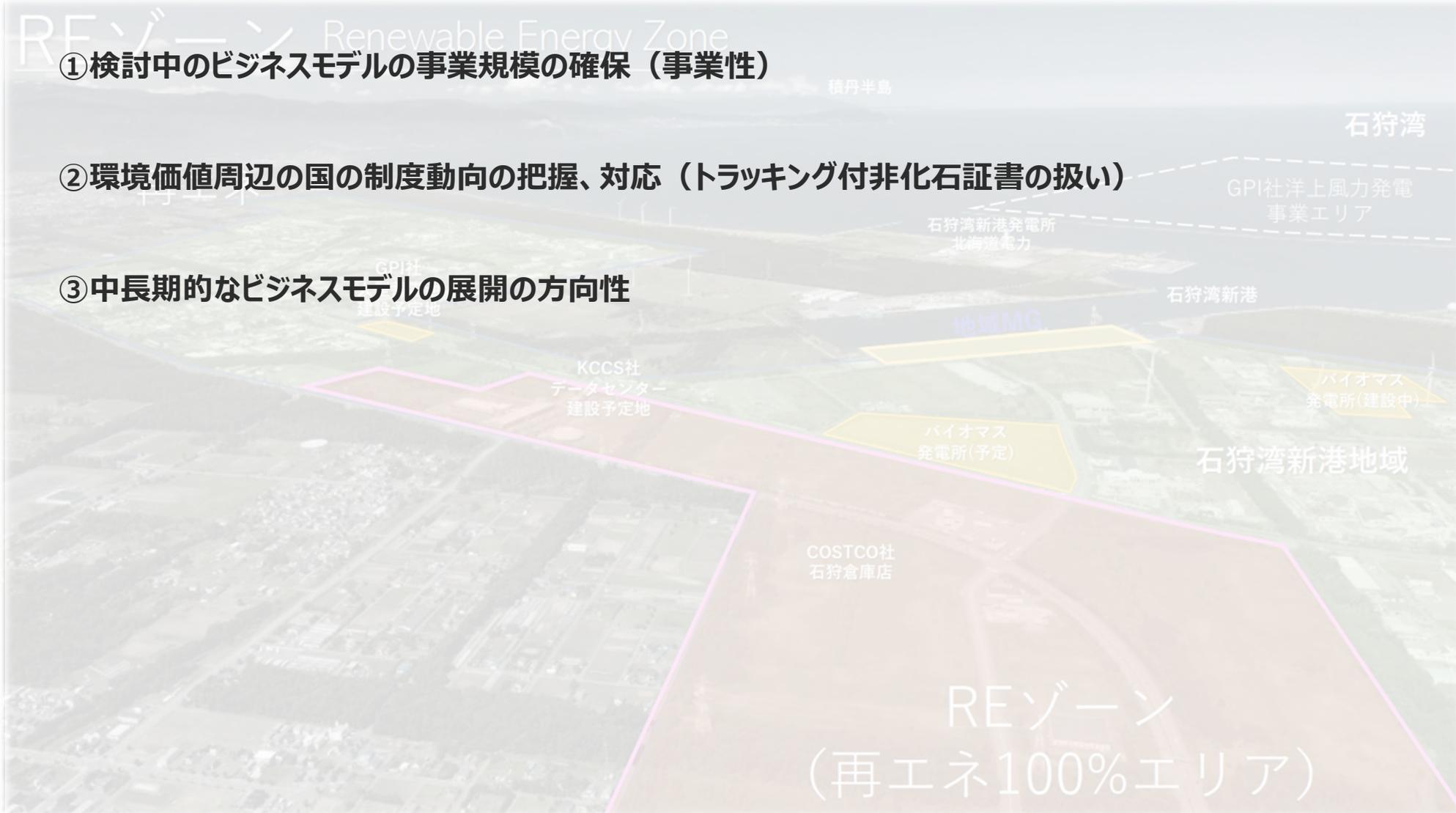
- 会議体名称：石狩市地域エネルギープラットフォーム構築協議会
- 主催・事務局：石狩市（事務局支援：株式会社日本総合研究所）
- 設立目的：「（仮称）地域エネルギープラットフォーム（地域EP）」の理解促進、官民連携による体制構築
- 開催回数：令和5年度中に2回
- 開催スケジュール、開催場所：
  - ・第1回：11月28日（火）13:30～14:30  
（開催場所：札幌市北区北7条西2-9 ベルヴエオフィス札幌 TKP札幌駅前カンファレンスセンター カンファレンスルーム2D）
  - ・第2回：12月22日（金）13:30～16:00（後日、本市ホームページでご案内予定）

## 6. 今後の検討課題

① 検討中のビジネスモデルの事業規模の確保（事業性）

② 環境価値周辺の国の制度動向の把握、対応（トラッキング付非化石証書の扱い）

③ 中長期的なビジネスモデルの展開の方向性





# **参考資料**

## **(非化石証書に関する情報)**

## (参考) FIT非化石証書仲介事業概要

- 仲介事業者は、「FIT非化石証書をFIT発電事業者より非化石価値取引市場を介して調達し、当該非化石証書の権利を需要家へ移転すること」が役割である。
- 事業概要を以下に示す。



### JEPX非化石価値 取引会員になる

#### ・申請資格の確認

- ※日本国内法人であること
- ※JEPX会員である必要はない



#### ・加入手続き

- ※仲介業の実施計画書を含む必要書類の提出



#### ・JEPXによる審査



#### ・入会金・年会費の納入

- ※入会金11万円、年会費12万円



### FIT非化石証書を 購入する

#### ・FIT発電事業者との合意形成

- ※当該発電所のトラッキング付きFIT非化石証書を取引することに関して合意形成を行う



#### ・FIT非化石証書の購入

- ※非化石価値取引市場にて設備特定申請（環境価値を産出した発電設備を特定した申請）するためには発電事業者にも参加してもらうあるいは発電事業者より委任を受ける必要がある。



### FIT非化石証書の 権利を需要家へ移転する

#### ・需要家との個別契約

- ※非化石証書を販売するにあたって需要家と個別契約を締結する。



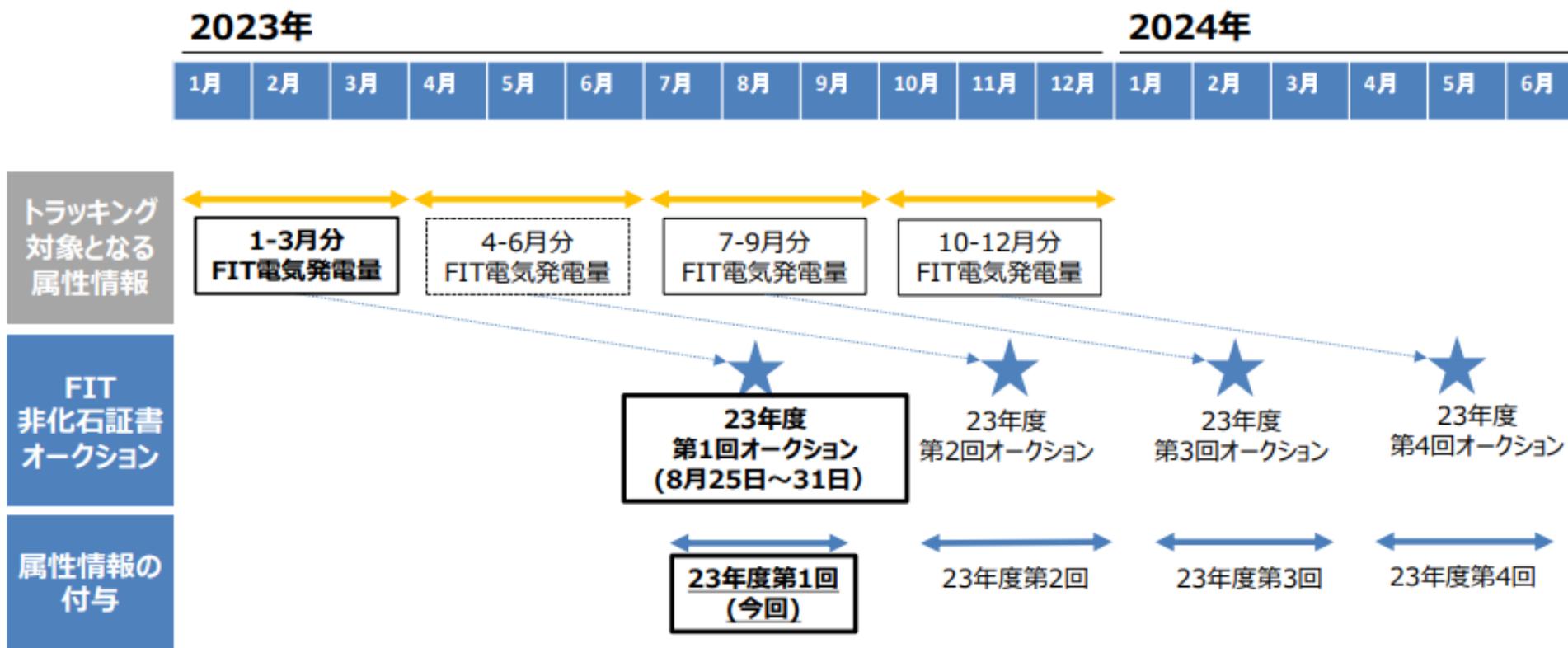
#### ・需要家への権利移転

- 非化石価値取引市場における管理口座にて保有する非化石証書について、契約に応じた必要量分の権利を需要家へ移転する

## (参考) FIT非化石証書の取引スケジュール

- FIT非化石証書の取引は、JEPX非化石価値取引市場にて年に4回オークション形式で開催される。
- 発電実績に応じて売入札量が決まるため、調達時期と発電期間には約半年ほどのずれが生じる。

### 2023年度の取引スケジュール



(出所) 非化石証書のトラッキングに関する事業者向け説明資料 (仲介事業者対象) ([https://www.biprogy.com/solution/uploads/20230712\\_fit\\_tracking\(chuukai\).pdf](https://www.biprogy.com/solution/uploads/20230712_fit_tracking(chuukai).pdf))

## (参考) FIT非化石証書の具体的な取引スケジュール

- 2023年8月25日～31日に開催されるFIT非化石証書オークションの実スケジュールを参考に以下に示す。

### <設備特定申請を実施する場合の手続きスケジュール>

7/18-7/31	7/18-8/2	8/22-8/24	8/25-8/31	9/8	9/8-	
①事業者登録	②割当申請	③確認書類提出	④属性割当確認	⑤非化石証書の購入	⑥事業者口座への結果反映	⑦権利確定処理
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者情報の登録 ※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備特定申請書提出</li> </ul>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(発電者の委任を受ける場合) ※2</li> <li>委任状提出</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>属性割当結果の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>属性情報割当の最終結果に対し、非化石証書を不足なく購入 (JEPXで購入)</li> </ul>	<p><b>対応不要</b></p> <p>※9/8に非化石トラッキングポータルを確認ください</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利確定処理実施</li> <li>非化石証書 残高証明書確認</li> </ul>

点線で囲まれている部分については必要のある事業者のみ対応下さい。

※1 今回から、既に登録済みの事業者の方は、改めて事業者登録は不要です。

※2 発電事業者が自社で手続きを実施する場合は手続き不要（ただし、発電事業者が参加しない場合は割当できませんので、発電事業者が手続きを実施していることはご確認下さい。

• 委任による対応の場合は、委任状を提出

- 発電事業者合意のもと、当該発電設備を特定して申請
- 割当量（何kWh分欲しいか）は指定可能

• 仲介事業者として登録（初回のみ）

• 保有する非化石証書の権利帰属先を需要家へ移転させ、証明書発行可能となる

- このタイミングで初めてオークション実施
- 割当量分を希望金額で入札

## (参考) 非化石証書の活用方法

- 非化石証書を調達した需要家は、温対法・省エネ法や国際イニシアチブへの報告に活用可能である。

### 非化石証書の活用方法

1

#### 温対法・省エネ法の報告

調整後温室効果ガス排出量の調整において、**『非化石証書の量×全国平均係数×補正率』**で算出した量を、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除することができる。

出典:「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における非化石証書の利用について」(令和4年4月 環境省、経済産業省 [https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/system/report\\_20220404.pdf](https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/system/report_20220404.pdf) 最終アクセス2022年6月)

2

#### 国際イニシアチブへの報告

再エネ電力の使用量として報告可能。  
※RE100はトラッキング付非化石証書のみ  
※非FIT非化石証書については、電気とセットで電気事業者が小売電気事業者に相対取引で販売し、需要家が小売電気事業者からセットで買電したとき、需要家は証書を利用できる。



注)トラッキングとは、第三者が証書の環境価値の由来となるエネルギー源の情報を明らかにすること。  
出典:「CDP概要と非化石価値証書の再エネ属性証書としての妥当性と提言」(2018年3月2日 一般社団法人CDP Worldwide-Japan [https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/denryoku\\_gas/seido\\_kento/pdf/019\\_04\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/019_04_00.pdf) 最終アクセス2022年6月)

3

#### カーボン・オフセット

事業活動等のカーボン・オフセットに活用可能。環境配慮型商品としてのブランディングやCSR報告書への記載などによるアピールへの活用も可能。

4

#### 小売電気事業者による売電時の非化石価値付加

小売電気事業者が、日本卸電力取引所やその他の電源から電力を調達し、非化石証書と組み合わせることで非化石価値を持つ電力として販売可能。

## (参考) FIT非化石証書の活用期間

- FIT非化石証書は、「発電期間≠活用期間」であり、需要家は、当該年1月～12月の発電期間分の証書を当該年4月～翌年6月まで活用可能となる。

### ■ FIT非化石証書の2023年度の各オークションにおける証書の有効期間と温対法での利用年度

項目	23年8月 オークション取得分	23年11月 オークション取得分	24年2月 オークション取得分	24年5月 オークション取得分
対象発電期間	23年1月～3月	23年4月～6月	23年7月～9月	23年10月～12月
証書活用期間(小売事業者用) (環境表示価値の利用期間)	23年7月～ 24年6月	23年10月～ 24年6月	24年1月～6月	24年4月～6月
証書活用期間(需要家用) (環境表示価値の利用期間)	2023年4月～24年6月			
温対法 対象年度	23年度：2023年4月～24年3月消費電力 (24年6月に報告)			

## (参考) 非化石価値取引会員規程 (1/2)

### (非化石価値取引会員加入申請資格)

第2条 非化石価値取引会員になろうとする者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ日本国内の法人でなければならない。

- (1) 電気事業法に定める小売電気事業者
- (2) 電気事業法に定める発電事業者
- (3) 電気事業法に定める一般送配電事業者または特定送配電事業者
- (4) 前三号以外の者

非化石価値取引会員になるには、日本国内法人である必要があるが、電気事業法に定める事業者である必要はない。

### (非化石価値取引会員加入手続)

第3条 非化石価値取引会員になろうとする者は、次の各号に定める事項を記載した申請書を本取引所に提出しなければならない。

- (1) 前条に定める資格の情報を記載した書面
- (2) 本取引所の業務規程、その他本取引所の定める諸規程類の規定事項に同意し、これらを遵守することを誓約した書面
- (3) 本取引所を利用する目的と、その収支計画を記載した書面
- (4) 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関して表明および誓約する書面
- (5) 定款および申請する日から6月以内に交付された履歴事項全部証明書
- (6) 法人設立後1年以上経過するものは、申請する日の直近事業年度の貸借対照表および損益計算書
- (7) 本取引所において、非化石価値取引会員としての権利を行使し、義務を履行する代表者(以下「非化石価値取引会員代表者」という。)を選任し、届け出る書面
- (8) 仲介業(本取引所を通じて購入した非化石価値の販売業を示す。以下同じ)を行う予定のものは、仲介業の実施計画書

仲介事業の実施計画書の提出が必要

(出所) JEPX非化石価値取引会員規定 ([https://www.jepx.jp/nonfossil/outline/pdf/nonfossil\\_memb\\_rules.pdf?timestamp=1690963539551](https://www.jepx.jp/nonfossil/outline/pdf/nonfossil_memb_rules.pdf?timestamp=1690963539551))

## (参考) 非化石価値取引会員規程 (2/2)

### (入会金の納入等)

第5条 非化石価値取引会員加入の承認を受けた者は、承認を受けた日から1月以内に入会金10万円と消費税相当額および加入年度の年会費を納入しなければならない。

2. 本取引所は、前項の手続を完了した者を非化石価値取引会員と認め、非化石価値取引会員の証として非化石価値取引会員証書を交付し、非化石価値取引会員名簿に記載する。

### (年会費)

第6条 非化石価値取引会員は、本取引所の事業年度毎に本取引所が定める年会費を本取引所の指定する日までに本取引所に納入しなければならない。

(出所) JEPX非化石価値取引会員規定 ([https://www.jepx.jp/nonfossil/outline/pdf/nonfossil\\_memb\\_rules.pdf?timestamp=1690963539551](https://www.jepx.jp/nonfossil/outline/pdf/nonfossil_memb_rules.pdf?timestamp=1690963539551))

2021.10.28

➡ 入会金、年会費が必要 (金額は下部参照)

## 非化石価値取引会員制度の開始について

本取引所の非化石価値取引に参加するには、非化石価値取引会員に加入しなければなりません。

非化石価値取引会員加入については、本取引所ホームページの「取引会員情報」「入会手続き」の「非化石価値取引会員入会手続き」を参照し、お手続き下さい。

加入にあたっては、非化石価値取引会員規程および非化石価値取引規程を確認し、同意頂く必要があります。

入会にかかる費用につきましては、入会金11万円(税込)、2021年度年会費12万円(不課税)が必要となります。また、売買では約定した非化石価値1kWhあたり0.01円(税抜)が掛かります。

➡ 売買手数料は0.01円/kWh

(出所) JEPX HPより (<https://www.jepx.jp/nonfossil/news/20211028.html>)

## (参考) 非化石価値取引規程 (1/2)

### (取引資格)

第5条 本市場における取引は、本取引所非化石価値取引会員規程に規定する非化石価値取引会員でなければ行うことができない。

2. 一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程は、非化石価値取引会員には適用しない。



非化石市場で取引を行うためには、非化石価値取引会員である必要があるが、JEPX会員である必要はない。

### (禁止行為等)

第8条 取引参加者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 単独または他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や、相場を変動させる取引
  - (2) 相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布
  - (3) 非化石証書およびその関係書式等(トラッキング付き非化石証書を含む)の自らの利用および販売先における利用において、経済産業省の審議会報告等および関係書式の発行機関の利用ガイド等において禁止されている行為
  - (4) 本取引所を通じて購入した第10条第1項第1号に指定するFIT非化石証書以外の証書を他社に販売する行為
  - (5) 本取引所を通じて購入した同号に指定するFIT非化石証書を法人以外に販売する行為
  - (6) 前各号に掲げる取引のほか、本取引所が別途定める禁止行為に該当する取引
2. 取引参加者が委託に基づく取引を行う場合は、委託元に誠実に取引の制度や状況等を説明しなければならない。また、非化石価値を他社に販売する場合、かかる費用等について誠実に説明しなければならない。



FIT非化石証書以外の転売は禁止



FIT非化石証書の転売先は法人でなければならない

## (参考) 非化石価値取引規程 (2/2)

### (入札方法等)

第14条 取引参加者は、前条に定める入札受付時間内に、非化石価値取引システムに売買の別、希望する価格および量を指定して入力することにより入札を行うものとする。

2. 前項の入札のうち、売り入札の量は、自らが発電し非化石証書として経済産業省の認定を受けた量を上限とする。
3. 第1項の買い入札において、非化石価値取引会員の加入申請資格が、非化石価値取引会員規程第2条第1項4号に該当する者は、第10条第1項第1号の商品以外は不可とする。
4. 本取引所は、推進機関が認定した再生可能エネルギー電気の量(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電された再生可能エネルギー電気の量(同法第15条の3の規定により決定した調整交付金の額の算定の基礎となるものに限る。)をいう。)を推進機関より書面又は電子メールにて通知を受けた当該再生可能エネルギー電気の量の全量に相当する非化石証書を売り可能量として、非化石価値取引システムに入札する。
5. 取引参加者は、約定の前後を問わず、他の取引参加者の入札内容を見ることはできない。
6. 本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めるときは、当該取引を行った取引参加者に対し、取引を制限することがある。

電気事業法に定める事業者でない場合は、FIT非化石証書以外の取引は不可である。